

高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県スマート林業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、高度化された地形及び森林資源の情報並びにICT等先端技術を活用したスマート林業を推進するために、先進技術等の普及、活用できる人材育成、効率的な森林調査等による森林経営管理制度の円滑な運用及び森林の集約化に必要な機器等の導入を行う林業事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 国費充当事業については、前項の規定と合わせて、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱（令和3年12月21日付け3農産第1876号農林水産事務次官依命通知）（以下、国要綱という。）及びスマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業のうちスマート林業の全国展開に向けた導入支援事業実施要領（令和3年12月21日付け3林整研第162号林野庁長官通知）に基づき、補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率等については、別表第1に定めるとおりとする。

(事業実施計画の提出等)

第4条 補助事業者は、別記第1号様式による事業実施計画書を作成し、知事に提出しなければならない。なお、事業実施計画の変更又は中止が生じた場合は、知事と協議をしなければならない。

2 知事は、前項の規定による補助金の事業実施計画書の提出があった場合において、その内容を別表第2をもとに審査した上で、事業実施計画が適当であると認めるときは、予算の範囲内で優先度の高いものから順に、これを承認するものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第2号様式によるものとし、補助事業者は、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による補助金の交付の申請があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付が適当であると認めるときは、別記第3号様式による決定通知書により、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（補助の条件）

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る規則、この要綱等の規定に従わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって適正に管理

するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

- (4) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
 - (5) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、当該財産に要した補助金の全部又は一部を県に納付すること。ただし、公用、公共用、天災地変その他のやむを得ない事由による場合は、この限りでない。
 - (6) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (7) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
 - (8) 補助事業の実施に当たっては、前条第2項ただし書各号のいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (9) 補助事業の実施においては、森林法（昭和26年法律第249号）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）の規定を遵守するとともに、その行為態様及び社会的影響を勘案して不適切であると判断される行為を行ってはならないこと。。
 - (10) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- 2 知事は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件又は規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく知事の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

（補助事業の変更等）

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、変更等の承認を受けようとするときは、別記第4号様式による補助金変更等承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 変更等の承認を必要とする事項は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助事業者の名称の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 計画目標の変更
- (4) 補助金額の増額又は事業費の額の30パーセントを超える減額

(遂行状況報告)

第8条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による遂行状況報告について、知事から求めがあった場合は、速やかにその状況について、別記様式第5号による遂行状況報告書を、知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第6号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第7号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して、知事に報告しなければならない。
- 3 第1項の実績報告書の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（実績報告において前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記様式第7号により、知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。
- 4 前項の規定による報告は、第1項の実績報告書を提出した年度の翌年度の5月末日までに行わなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定していない場合又は明らかにならない場合であっても、その状況等について、翌々年度の5月末日までに同様式により知事に報告しなければならない。

(利用効果調査)

第10条 補助事業者は、補助事業により導入した機器等については、別記第8号様式により、当該補助事業の完了した年度を含め4年間、翌年度の5月31日までに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、補助事業者から前項の規定により事業実施状況報告書の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行うものとする。また、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該補助事業者に対し、必

要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

(書類の提出)

第11条 補助事業者が知事に提出する書類は、所轄の林業事務所長（嶺北林業事務所の管轄区域にあっては、嶺北林業振興事務所長）を経由して正副2部を提出しなければならない。

2 補助事業者は、知事が別途資料等を求めた場合、速やかに提出しなければならない。

(グリーン購入等)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第9条第3項及び第4項、第10条、第11条第2項並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

この要綱は、令和3年10月8日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業内容	工種等	単位	補助事業者	補助対象経費	補助率 及び補助額
森林GIS等解析用システムの導入	高性能電子計算機 (高性能パソコン)	台	林業事業者 (県内に事業所を有している者に限る。)	森林GIS等解析用システムの運用及び森林資源調査に必要なとなるソフトウェア並びに機器等の導入に要する経費	2分の1以内 補助の上限 200万円/事業者 ただし、国費充 当事業の場合 2分の1 又は 3分の2以内
	情報通信端末機	台			
	オルソ画像化ソフト	式			
	ドローン(森林調査用)	台			
	林内測量機器	台			
	その他				

(採択要件)

- 1 補助事業者は、別に定める「スマート林業支援委託業務」で県が実施する研修会に参加し、活用方法等についての知識を習得した者が属する事業者に限る。なお、過去3年間に実施（「QGISスタートアップ研修会」等）した同等の研修会に参加した場合は、この限りでない。
- 2 補助事業者は、本事業により導入するスマート林業技術等の普及に務めるものとする。また、行政機関、林業関係者等がスマート林業技術等の展開を図ることを目的として実施する講習会や研修会等において、本事業により得られた成果の公開、発表等に積極的に取り組むものとする。
- 3 高性能電子計算機は、解析用システムとして森林GIS（QGISを含む。）等により高度化された地形及び森林資源の情報を処理するために必要な能力を有するものとする。
- 4 情報通信端末機は、高度化された地形及び森林資源の情報を基にして現地調査を行うために必要なタブレット等の導入費用とし、通信料は補助の対象としないものとする。
- 5 オルソ画像化ソフトは、ドローン及び高性能電子計算機と一体的に導入する場合に限る。ただし、既に所有しているものを使用することにより一体的な活用ができる場合は、この限りでない。
- 6 ドローンは、空中写真の撮影等による森林調査を目的とするもの、かつ、オルソ画像化ソフト等と一体的に活用する場合に限る。ただし、既に所有しているものを使用することにより一体的な活用ができる場合や、副次的な林業架線の設置等に利用することを妨げるものではない。
- 7 林内測量機器は、GNSS受信機及び地上レーザースキャナー並びに林内測量機器と一体的に用いられる解析用ソフト等とする。
- 8 その他は、作業道設計ソフト、空中写真解析ソフト等画像データ及び地形データを活用した効率化ソフトの導入に限る。
- 9 本事業は、買い切り型の機器等の導入が対象であり、サブスクリプション型等といった機器等の使用料は補助対象外である。また、既存の機器等の更新は、本事業の補助対象外とする。
- 10 本事業により導入する機器等の購入先の選定に当たっては、複数の業者から見積もりを提出さ

せること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとし、一般競争入札に付すこと。ただし、一般競争入札に付すことが困難な場合又は不適切である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

11 本事業により導入する機器等については、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を対象とするものに限る。）の加入に努めるものとする。また、適切な盗難防止対策を確実に実施することとする。

12 国費充当事業における補助率の適用については、国要綱の取扱いによるものとする。

別表第2（第4条関係）

No	事業体名	事業体名				
審査項目	点数	評価点	審査根拠	備考		
1	事業内容	A	30	30	下記の項目を各6点とし、その合計数を評価点（満点：30点）とする ①効率的な森林調査での利活用 ②施業集約化での利活用 ③高度化された森林情報の利活用 ④施業の効率化 ⑤人材育成や普及啓発活動	事業内容より、以下の項目が認められる ①：○or× ②：○or×（ha） ※集約化面積の現状と3年後の計画の差が20ha（森の工場の最低条件面積）以上であるかを評価 ③：○or× ④：○or× ⑤：○or×
		B	24			
		C	18			
		D	12			
		E	6			
2	現状の民有林 素材生産量 （皆伐・間伐計）	A	10	10	A:10,000m ³ 以上 B:7,500m ³ 以上 10,000m ³ 未満 C:5,000m ³ 以上7,500m ³ 未満 D:2,500m ³ 以上5,000m ³ 未満 E:2,500m ³ 未満 F:0m ³	直近3年間の平均 皆伐： m ³ 間伐： m ³
		B	8			
		C	6			
		D	4			
		E	2			
		F	0			
3	現状の国有林 素材生産量 （皆伐・間伐計）	A	5	5	A:10,000m ³ 以上 B:7,500m ³ 以上 10,000m ³ 未満 C:5,000m ³ 以上7,500m ³ 未満 D:2,500m ³ 以上5,000m ³ 未満 E:2,500m ³ 未満 F:0m ³	直近3年間の平均 皆伐： m ³ 間伐： m ³
		B	4			
		C	3			
		D	2			
		E	1			

		F	0			
4	現状の 造林面積 (民有林・国 有林)	A	5	5	A:植栽実績あり B:植栽実績なし	直近3年間の平均 国有林: ha 民有林: ha
		B	0			
5	集約化面積	A	15	15	A:500ha以上 B:250ha以上500ha未 満 C:20ha以上250ha未 満 D:20ha未満	面積: ha ※森の工場の最低条件面積:20haを基 準
		B	10			
		C	5			
		D	0			
6	県が実施する スマート林業 に関する研修 への参状況加	A	15	15	下記の項目を各5点 とし、その合計数を 評価点(満点:15 点)とする ①過去の研修へ参加 したことがある ②専用WEBサイトに 登録又は登録を予定 している ③今年度の研修会に 参加を予定している	参加実績:R (林大: 名) R (QGIS: 名、林大: 名) 参加予定:R (QGIS: 名) 専用WEBサイト:○or×
		B	10			
		C	5			
7	利用計画の 妥当性	A	20	20	A:利用計画が妥当 で、導入効果も大い に期待される B:利用計画が妥当 で、導入効果も一定 期待される C:利用計画が不十分 で、導入効果が期待 されない	*審査根拠を記載* 計画内の補助対象経費で大幅に減額し たものや要望している工種に対して補 助しなかったものがある場合、「B」判 定以下とする
		B	10			
		C	0			
計		合計 (100)		100		

(注) 国費事業の場合は、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業のうちスマート林業の全国展開に向けた導入支援事業実施要領第4に定める別表5に基づき、予算の範囲内で優先度の高いものから順に、これを承認するものとする。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
補助事業者名
代 表 者 名

高知県スマート林業支援事業費補助金事業実施計画書

高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり事業実施計画を提出します。

（注） 国費事業を活用する場合は、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業のうちスマート林業の全国展開に向けた導入支援事業実施要領第5の1（1）に定める別記第1様式第1号を合わせて提出すること

別紙

高知県スマート林業支援事業計画書

1. 補助事業者名： _____

2. 事業内容

森林GIS等解析用システムの運用及び森林資源調査並びに人材育成のための取組

3. 事業体の概要等

内 容	現状 (導入前)	計画			備 考
		令和 年度 (導入後1年目)	令和 年度 (導入後2年目)	令和 年度 (導入後3年目)	
従業員数 (職員、現場作業員)					
素材生産量 (皆伐)	国有林 (年間m3)				
	民有林 (年間m3)				
素材生産量 (間伐)	国有林 (年間m3)				
	民有林 (年間m3)				
造林面積 (植栽)	国有林 (年間ha)				
	民有林 (年間ha)				
集約化面積(年間ha)					

(注) 1 従業員数(職員、現場作業員)の現状については、今年4月現在の人数を記載し、備考欄には職員と現場作業員の内訳を記載してください。

(注) 2 素材生産量(皆伐)、素材生産量(間伐)、造林面積(植栽)、集約化面積(年間ha)の現状(導入前)の数量については、直近3年間の平均数量を記載してください。

4. 県が実施する研修への参加状況

受講（予定）者名	当該年度の 受講予定	過去の研修受講		備考
		年度	研修名	

- (注) 1 当該年度の受講予定の場合は、「○」を記入してください。なお、同一の者が過去の研修を受講している場合は、受講年度及び研修名を記入してください。（例：R2年度、QGISスタートアップ研修）
- 2 過去の研修を受講した者で当該年度の受講を予定していない場合は、当該年度の受講予定欄は「-」とし、過去の研修受講の年度及び研修名欄に記入してください。

5. 機器等導入計画

機器等の名称	規格等	数量	導入予定年月	取得予定価格(円)	備考
計					

- (注) 1 取得予定価格は、消費税相当額を含んだ金額を記入し、消費税相当額を備考欄に記入してください。
- 2 高性能電子計算機は、解析用システムとして森林GIS（QGISを含む。）等により高度化された地形及び森林資源の情報を処理する能力を有するものとしてください。
- 3 情報通信端末機は、高度化された地形及び森林資源の情報を基にして現地調査を行うために必要なタブレット等の導入費用とし、通信料は取得予定価格には含まないでください。
- 4 ドローンは、空中写真の撮影等が可能な森林調査に対応したものとしてください。
- 5 オルソ画像化ソフトは、ドローンや高性能電子計算機と一体的に導入する場合、または既に所有しているものを使用することにより一体的な活用ができる場合とします。

6. 年度別利用計画

事業区分	利 用 計 画							
	令和 年度 (導入年度)		令和 年度 (導入後1年目)		令和 年度 (導入後2年目)		令和 年度 (導入後3年目)	
	利用量 (A)	利用日数 (B)	利用量 (A)	利用日数 (B)	利用量 (A)	利用日数 (B)	利用量 (A)	利用日数 (B)

- (注) 1 高性能電子計算機や森林GIS、オルソ画像化ソフト、作業道設計ソフト等の解析用システム(ソフトウェア)は、利用量(A)欄に解析する森林面積(ha)を記載し、利用日数(B)欄に利用日数を記入してください。
- 2 情報通信端末機、林内測量機器は、利用量(A)欄に現地調査を行う森林面積(ha)を記載し、利用日数(B)欄に利用日数を記入してください。
- 3 ドローンは、利用量(A)欄に森林調査で空中写真の撮影等を行う森林面積(ha)を記載し、利用日数(B)欄に利用日数を記入してください。

7. 経費内訳及び事業実施期間

(単位:円)

総事業費 (税込み)	補助対象経費 (税抜き)	財 源 内 訳			
		国庫補助金	県補助金	自主財源	その他
摘 要					
事業実施期間					

- (注) 1 その他には、当該事業で導入する機器等に別途市町村から補助等がある場合に記入し、摘要欄にはその補助等のあった市町村名及び事業名を記載してください。

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
補助事業者名
代 表 者 名
(生年月日)

高知県スマート林業支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく、下記関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画書（別紙1のとおり）
- 3 収支予算書（別紙2のとおり）
- 4 誓約書兼同意書（別紙3のとおり）
- 5 振込先口座
金融機関名 :
店 舗 名 :
預 金 種 別 :
口 座 番 号 :
口 座 名 義 人 :
- 6 関係書類
 - (1) 見積書その他事業費を確認することができる資料
 - (2) 県税事務所で発行する納税証明書（滞納がないことを証するもの。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書）
 - (3) 導入機器等を確認することができるカタログ等（画像及び諸元の分かるもの）
 - (4) 補助事業者が当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）
 - (5) 国費事業を活用する場合は、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業のうちスマート林業の全国展開に向けた導入支援事業実施要領第5の1（1）に定める別記第1様式第1号を合わせて提出すること

別紙1

高知県スマート林業支援事業計画書

1. 補助事業者名： _____

2. 事業内容

森林GIS等解析用システムの運用及び森林資源調査並びに人材育成のための取組

3. 事業体の概要等

内 容	現状 (導入前)	計画			備 考
		令和 年度 (導入後1年目)	令和 年度 (導入後2年目)	令和 年度 (導入後3年目)	
従業員数 (職員、現場作業員)					
素材生産量 (皆伐)	国有林 (年間m3)				
	民有林 (年間m3)				
素材生産量 (間伐)	国有林 (年間m3)				
	民有林 (年間m3)				
造林面積 (植栽)	国有林 (年間ha)				
	民有林 (年間ha)				
集約化面積(年間ha)					

- (注) 1 従業員数(職員、現場作業員)の現状については、今年4月現在の人数を記載し、備考欄には職員と現場作業員の内訳を記載してください。
- 2 素材生産量(皆伐)、素材生産量(間伐)、造林面積(植栽)、集約化面積(年間ha)の現状(導入前)の数量については、直近3年間の平均数量を記載してください。

4. 県が実施する研修への参加状況

受講（予定）者名	当該年度の 受講予定	過去の研修受講		備考
		年度	研修名	

- (注) 1 当該年度の受講予定の場合は、「○」を記入してください。なお、同一の者が過去の研修を受講している場合は、受講年度及び研修名を記入してください。（例：R2年度、QGISスタートアップ研修）
- 2 過去の研修を受講した者で当該年度の受講を予定していない場合は、当該年度の受講予定欄は「-」とし、過去の研修受講の年度及び研修名欄に記入してください。

5. 機器等導入計画

機器等の名称	規格等	数量	導入予定年月	取得予定価格(円)	備考
計					

- (注) 1 取得予定価格は、消費税相当額を含んだ金額を記入し、消費税相当額を備考欄に記入してください。
- 2 高性能電子計算機は、解析用システムとして森林GIS（QGISを含む。）等により高度化された地形及び森林資源の情報を処理する能力を有するものとしてください。
- 3 情報通信端末機は、高度化された地形及び森林資源の情報を基にして現地調査を行うために必要なタブレット等の導入費用とし、通信料は取得予定価格には含まないでください。
- 4 ドローンは、空中写真の撮影等が可能な森林調査に対応したものとしてください。
- 5 オルソ画像化ソフトは、高性能電子計算機と一体的に導入する場合、または既に所有しているものを使用することにより一体的な活用ができる場合とします。

6. 年度別利用計画

事業区分	利 用 計 画							
	令和 年度 (導入年度)		令和 年度 (導入後1年目)		令和 年度 (導入後2年目)		令和 年度 (導入後3年目)	
	利用量 (A)	利用日数 (B)	利用量 (A)	利用日数 (B)	利用量 (A)	利用日数 (B)	利用量 (A)	利用日数 (B)

- (注) 1 高性能電子計算機や森林GIS、オルソ画像化ソフト、作業道設計ソフト等の解析用システム(ソフトウェア)は、利用量(A)欄に解析する森林面積(ha)を記載し、利用日数(B)欄に利用日数を記入してください。
- 2 情報通信端末機、林内測量機器は、利用量(A)欄に現地調査を行う森林面積(ha)を記載し、利用日数(B)欄に利用日数を記入してください。
- 3 ドローンは、利用量(A)欄に森林調査で空中写真の撮影等を行う森林面積(ha)を記載し、利用日数(B)欄に利用日数を記入してください。

7. 経費内訳及び事業実施期間

(単位:円)

総事業費 (税込み)	補助対象経費 (税抜き)	財 源 内 訳			
		国庫補助金	県補助金	自主財源	その他
摘 要					
事業実施期間					

- (注) 1 その他には、当該事業で導入する機器等に別途市町村から補助等がある場合に記入し、摘要欄にはその補助等のあった市町村名及び事業名を記載してください。

別紙2

高知県スマート林業支援事業収支予算書

1 収入

(単位：円)

区 分	予算額	摘 要
国庫補助金		
県補助金		
自己負担金		
そ の 他		
合 計		

- (注) 1 「国庫補助金」及び「県補助金額」の予算額は、補助対象経費（消費税相当額を除く。）の2分の1以内で1,000円未満の端数を切り捨ててください。
- 2 「その他」の予算額は、当該事業で導入する機器等に別途市町村から補助等がある場合に記入し、摘要欄に補助等のあった市町村名等を記入してください。

2 支出

(単位：円)

工種等	予算額	摘 要
合 計		

- (注) 「工種等」には、別表の工種等を記入し、摘要欄に規格等を記入してください。なお、別表の工種等のうち「その他」の場合は、機器名等を記載するとともに摘要欄に規格等を記入してください。

誓約書兼同意書

私は、高知県スマート林業支援事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

代表者 職・氏名（自署の場合は押印不要）

補助金交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付けで申請のありました 年度高知県スマート林業支援事業費補助金については、
下記の条件により金 円を交付することに決定しましたので通知します。

年 月 日

高知県知事

記

- 1 補助金に係る規則、この要綱等の規定に従わなければならないこと。
- 2 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- 3 補助事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- 4 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- 5 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、当該財産に要した補助金の全部又は一部を県に納付すること。ただし、公用、公共用、天災地変その他のやむを得ない事由による場合は、この限りでない。
- 6 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 7 補助事業の実施に当たっては、第4条第2項ただし書各号のいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- 8 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- 9 本事業により導入する機器等の購入先の選定に当たっては、複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとし、一般競争入札に付すこと。ただし、一般競争入札に付すことが困難な場合又は不適切である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。なお、国庫補助金を活用する場合は、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱第12の3を遵守すること。

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
補助事業者名
代 表 者 名

高知県スマート林業支援事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は変更交付の決定）がありました補助金について、下記のとおり変更したいので、高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由

- 2 補助金変更交付申請額
金 円

- 3 事業変更計画書（別紙1のとおり）

- 4 変更収支予算書（別紙2のとおり）

- 5 関係書類
見積書その他事業費を確認することができる資料

- (注) 1 3及び4については、補助金交付申請書（別記第1号様式）に準ずるものとします。
- 2 変更前を上段に括弧書き、変更後を下段裸書きで記入し、変更前と変更後の内容が対比できるようにしてください。
- 3 国費事業を活用している場合は、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱第13の1に定める別記様式第3号を合わせて提出することとします。

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
補助事業者名
代 表 者 名

高知県スマート林業支援事業費補助金遂行状況報告書

高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、事業実施状況報告書を提出します。

記

1 事業実施状況

(単位：円)

工種等	計画				月 日現在出来高				進捗率 B/A
	事業費	補助金 (A)	内、国庫 補助金	内、県 補助金	事業費	補助金 (B)	内、国庫 補助金	内、県 補助金	
計									

2 特記事項

(注) 1 「工種等」には、別表の工種等を記入し、摘要欄に規格等を記入してください。なお、別表の工種等のうち「その他」の場合は、機器名等を記載してください。

2 国費事業を活用している場合は、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付要綱第17に定める別記第7様式を合わせて提出することとします。

第6号様式（第9条第1項関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
補助事業者名
代 表 者 名

高知県スマート林業支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（又は変更交付の決定）がありました補助金について、下記のとおり事業が完了したので、高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績書（別紙1のとおり）
- 2 収支精算書（別紙2のとおり）
- 3 関係書類
（1）実施状況を確認することができる図面、写真等
（2）その他

（注） 国費事業を活用している場合は、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付要綱第18条第1項に定める別記様式第7号を合わせて提出することとします。

別紙 1

高知県スマート林業支援事業実績書

1. 事業内容

森林GIS等解析用システムの運用及び森林資源調査並びに人材育成のための取組

2. 県が実施した研修への参加実績

受講者名	当該年度の 受 講	過去の研修受講		備 考
		年度	研修名	

- (注) 1 当該年度の受講者は、受講年月日を記入してください。なお、同一の者が過去の研修を受講している場合は、受講年度及び研修名を記入してください。(例：R2年度、QGISスタートアップ研修)
- 2 過去の研修を受講した者で当該年度の受講をしていない場合は、当該年度の受講予定欄は「-」とし、過去の研修受講の年度及び研修名欄に記入してください。

3. 機器等導入実績

機器等の名称	規格等	数量	導入年月日	取得価格(円)	備考
計					

- (注) 1 導入年月日は、補助事業者が検査を行った日を記入してください。
- 2 取得価格は、消費税相当額を含んだ金額を記入し、消費税相当額を備考欄に記入してください。

別紙2

高知県スマート林業支援事業収支精算書

1 収入

(単位：円)

区 分	予算額	精算額	差引増減(△)額	備 考
国庫補助金				
県補助金				
自己負担金				
そ の 他				
合 計				

(注) 1 予算額は、交付申請（又は変更等承認申請）額を記入してください。

2 「国庫補助金」及び「県補助金」の精算額は、補助対象経費の2分の1以内で1,000円未満の端数を切り捨ててください。

3 「その他」の精算額は、当該事業で導入する機器等に別途市町村から補助等がある場合に記入し、摘要欄に補助等のあった市町村名等を記入してください。

2 支出

(単位：円)

工種等	予算額	精算額	差引増減(△)額	備 考
合 計				

3 補助金精算

(単位：円)

補助金 交付 決定額	精算 事業費 総額	補助率	精算補助金額		既 受 領 補 助 金 額		差引き補助金 未 受 領 額	
			国庫補助 金	県補助金	国庫補助 金	県補助金	国庫補助 金	県補助金

(注) 精算事業費総額は、収入及び支出の精算額合計と一致させてください。

第7号様式(第9条第3項関係)

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
補助事業者名
代 表 者 名

高知県スマート林業支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知(又は変更交付の決定)がありました補助金について、高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (年 月 日付け高知県指令 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること)
- (4) 補助事業者が消費税法(昭和63年法律第108号。以下同じ。)第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 1 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合には所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書 等、売上高を確認することができる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印があるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

第8号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
補助事業者名
代 表 者 名

高知県スマート林業支援事業費補助金に係る機器等の利用効果調査報告書

高知県スマート林業支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、別紙のとおり報告します。

(注) 国費事業を活用した補助事業者は、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業のうちスマート林業の全国展開に向けた導入支援事業実施要領第7の1に定める別記様式第4号を合わせて提出することとします。

別紙

機器等の利用効果調査表

1. 補助事業者名：_____

2. 実績の概要

--

3. 導入実績等

内 容	計 画	実 績					備 考
	令和 年度 <small>(導入後3年目)</small>	令和 年度 <small>(導入年度)</small>	令和 年度 <small>(導入後1年目)</small>	令和 年度 <small>(導入後2年目)</small>	令和 年度 <small>(導入後3年目)</small>		
従業員数 (職員、現場作業員)							
素材生産量 (皆伐)	国有林 (年間m3)						
	民有林 (年間m3)						
素材生産量 (間伐)	国有林 (年間m3)						
	民有林 (年間m3)						
造林面積 (植栽)	国有林 (年間ha)						
	民有林 (年間ha)						
集約化面積(年間ha)							

(注) 1 従業員数(職員、現場作業員)については、職員と現場作業員それぞれの人数を記載してください。

4. 導入機器等

機器等の名称	規格等	数量	導入年月	取得価格(円)	耐用年数	備考
計						

(注) 1 取得価格は、消費税相当額を含んだ金額を記入し、消費税相当額を備考欄に記入してください。

5. 年度別利用実績

利 用 計 画								
事業区分	令和 年度 (導入年度)		令和 年度 (導入後 1 年目)		令和 年度 (導入後 2 年目)		令和 年度 (導入後 3 年目)	
	利用量 (A)	利用日数 (B)	利用量 (A)	利用日数 (B)	利用量 (A)	利用日数 (B)	利用量 (A)	利用日数 (B)
実 績								
事業区分	令和 年度 (導入年度)		令和 年度 (導入後 1 年目)		令和 年度 (導入後 2 年目)		令和 年度 (導入後 3 年目)	
	利用量 (A)	利用日数 (B)	利用量 (A)	利用日数 (B)	利用量 (A)	利用日数 (B)	利用量 (A)	利用日数 (B)

(注) 1 高性能電子計算機や森林GIS、オルソ画像化ソフト、作業道設計ソフト等の解析用システム(ソフトウェア)は、利用量(A)欄に解析する森林面積(ha)を記載し、利用日数(B)欄に利用日数を記入してください。
 2 情報通信端末機、林内測量機器は、利用量(A)欄に現地調査を行う森林面積(ha)を記載し、利用日数(B)欄に利用日数を記入してください。
 3 ドローンは、利用量(A)欄に森林調査で空中写真の撮影等を行う森林面積(ha)を記載し、利用日数(B)欄に利用日数を記入してください。